

第1日

令和2年5月25日（月）

午前10時00分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより令和2年第3回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番大庭きみ子議員

14番梶原康嗣議員

を指名いたします。

よろしく願いいたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和2年第3回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会では、補正予算について2件、条例の一部改正について1件、合計3件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第37号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、緊急的に要する経費等を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ6億7,570万円を追加し、予算総額を475億7,950万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業費としまして、臨時特別出産祝い金事業費、児童扶養手当受給世帯及び就学援助受給世帯への地元産米の支給事業費、朝倉市花き・野菜等次期作緊急支援事業費、あさくら・みらい飯支援事業費、

あさくら宿泊助成事業費、プレミアム商品券発行事業費並びに学校再開後の児童生徒への教育支援事業費に8,670万円を計上いたしました。

農林水産業費では、福岡県の花き等生産安定緊急支援事業費に2,000万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校のICT環境整備事業費に5億6,900万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源としまして、国庫支出金3億433万6,000円、県支出金2,000万円、繰入金6,546万4,000円及び地方債2億8,590万円を計上いたしました。

次に、第38号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和元年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において令和元年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため令和2年度予算において繰り上げ充用する予算を補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ600万円を追加し72億6,185万5,000円といたしました。

最後に、第39号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第37号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 4番の飲食店への支援事業費についてお尋ねいたします。

本日から、これに賛同する事業者の募集が始まると思いますが、大体、おおよその事業者数、それと、どのくらいの応募者といえますか、クラウドファンディングする方がいらっしゃるのか予想していらっしゃいますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 失礼いたします。

あさくら・みらい飯の支援事業についてでございますけども、予定数につきましては50社、50の飲食店の方を予定いたしております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（堀尾俊浩君） もう一つ……。農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 申しわけございません。50店舗を予想しておりますし、応募者につきましては、今から募集をかけますので、どのくらい来るかというのは締め切りにならないとわからないところでございますが、できるだけ多くの方に御賛同いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） すごく期待してある飲食店が多いので、かなり注目もいただけることですし、クラウドファンディングする方がいらっしゃると思うんですが、もし、この250万円で足らなかったら、追加する予定はおありでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 多かったら追加する予定があるかということでございますけども、今のところ現行予算のほうで考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 250万円の上限まで達したというところはどうしたらわかるか、もしそれ以上に応募者が多いようだったらとか、そういうところの把握はどういうふうにしてなさるんですか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 数がどのようにしてわかるかということでございますけども、それにつきましては、申し込みの状況と、また予算250万円でございますが、これは各店舗によりまして支援でございますので、支援の金額もそれぞれでございます。その中身によって集計をとってわかるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第37号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午後0時59分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第38号議案ほか1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第38号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第38号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてです。

令和元年度の国民健康保険特別会計の決算見込みに伴い、事業勘定における歳入の不足額を補填するための繰り上げ充用分として令和2年度予算に600万円を追加する補正です。

令和元年度の決算見込みについて、歳入68億8,579万6,000円に対し歳出69億9,266万3,000円で、差し引き1億686万7,000円の赤字決算の見込みとなっています。

決算処理に当たっては、令和2年3月議会で可決した赤字補填のための一般会計からの法定外繰入1億円と、今回補正を行う繰上充用の2点を柱として行うこととなります。決算確定時に最終的に不足する額について、補正を行った中から1円単位で繰替え運用を行います。

歳入では、国民健康保険税において、1人当たりの所得額の伸びはあるものの、被保険者の減少などが影響し、現年分の調定額が下がる見込みであり、徴収率は過去最高であった昨年度には届かないものの95.02%を維持できる見込みです。

歳出では、被保険者の減少などが影響し、全体の保険給付費は減少見込みであるものの、1人当たり医療費は増加傾向が見られます。被保険者の45.9%が65歳以上であり、平均年齢も国及び県より高くなっているなど、医療費がかかる世代の加入率が高くなっているとのことです。

審査に当たりましては、まず、財政が厳しい中で一般会計からの法定外繰入を行うことを踏まえ、赤字縮小をさらに進めていく必要があることから、収納率向上及び医療費適正化のためにどのような具体策を講じているのかという点についてたどりました。

執行部によりますと、まず収納率向上策について、収納対策課において軽自動車のタイヤロックの導入や捜索及び給与差し押さえなど滞納処分の強化とあわせ、滞納者の生活改善型納税相談を行い、保険年金課においては、年度末に未納者への電話を行うなどして収納率向上に取り組んでいるとのことです。

次に、医療費適正化については、特に生活習慣病にかかる医療費は日常的な取り組み次第で削減できる可能性が高いことから、健康課と連携し、特定健診及び特定保健指導に取り組み、早めの受診促進による重症化予防を図っているとのことです。また、あわせて、骨折による入院をきっかけに要介護となる高齢者を少しでも減らすために、運動機能の維持などを目的としたフレイル予防事業などにも着手する予定であるとのことです。

また、累積赤字の今後の見通しについてもたどりました。国保の県単位化により、医療費の給付に必要な財源は県支出金として市の国保会計に受け入れますが、不足しないよう多めに入ってきているため、翌年度精算時に県に返還しなければなりません。令和2年度に返還する額は約4,550万円となる見込みです。令和元年度末の累積赤字約600万円と合わせて約5,150万円が解消すべき赤字として残る計算になります。

赤字解消は、弾力性ある財政運営に欠かせないため、適正課税と収納率向上策を今後も継続し、特に現年分の収納を確保するよう努めていくとのことです。

さらに、委員からは、繰上充用額が例年より少なくなっていることについて一定の評価をする一方で、新型コロナウイルス感染症関連の税制措置である市税の徴収猶予制度の影響により、単年度黒字が維持できなくなるおそれがあるのではないかと指摘がありました。これに対し執行部からは、被保険者から新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の相談があった場合、まずは税の減免申請を案内し、基準に基づく減免を行った上で、

状況にあわせて猶予制度の利用に至るものと想定しているとの説明がありました。さらに、分割納付など個別の状況に応じた納税相談を収納対策課と連携し実施していくとのことでした。

本委員会としましては、国民健康保険特別会計の健全運営のため、さらなる滞納処分の強化とあわせ、特定健診の受診率向上やフレイル予防事業の推進により、各課が連携して医療費適正化に取り組んでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第39号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、規定の整理を行う必要が生じたことによる改正です。

新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被用者に対し、福岡県後期高齢者広域連合が傷病手当金を支給できるよう所要の改正が行われたことを受けて、市町村では受付事務を行うため、条例に事務の追加を行うものです。

事務内容は、被保険者からの申請書並びに事業主及び医療機関の証明を添えて申請を受け付け、後期高齢者広域連合へ進達を行うものです。なお、対象者は勤め先から給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあることにより、療養のために労務に服することができない期間が3日を超え、給与等の支払いを受けられない方です。

質疑に当たりましては、この改正に伴う予算面の対応についてただしました。執行部によりますと、予算措置は実際の給付事務を担当する広域連合で行われるため、市予算の補正は不要とのことでした。

本委員会としましては、新型コロナウイルスに感染した方や感染が疑われる方が安心して治療に専念でき、自宅待機してもらいやすくすることで、さらなる感染拡大を防ぐための条例制定であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） 2点質疑いたします。1点目に、報告の中で、1人当たり医療費がふえているとのことでしたが、具体的に、どのような疾病により増加しているのですか。2点目に、生活習慣病にかかる医療費の適正化について、健康課との連携が挙げられていましたが、どのように連携していくのですか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） 1人当たりの医療費の増加に伴う疾病ですが、委員会の中では、担当課のほうから説明がございましたが、高度医療制度が充実しております、それに伴い医療費が増加をしておりますが、年々これは増加してきているという状況でございます。

2番目が、健康課との連携ということでございましたが、先ほども説明したところでございますが、健康診断の受診率を上げる。また早期治療を促進する。またフレイル予防にも今年度から各課が連携して取り組むようになり、早期発見、早期治療に当たるということでございます。また高齢者の骨折、入院から介護につながる例も多くなっておりますので、早目の運動機能の維持を目的としてフレイル予防に取り組んでいくということが、今年度から大きな取り組みとして挙げられております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第38号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案の審議を行います。

それでは、第37号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

これにて令和2年第3回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時14分閉会